

【認定に必要な添付書類一覧】

■保育を必要とする事由を証明する書類(①～⑩の事由ごとに、必要書類を提出)

※保育を必要とする方(2、3号認定)が対象

No	保育を必要とする理由	必要書類
①	<b>就労</b> <u>※下記時間に満たない場合は就労での認定はできません。</u> 支給認定期間: 就労している期間 保育時間: ・保育標準(11時間) 1か月の就労が120時間以上 ・保育短時間(8時間) 1か月の就労が64時間以上120時間未満	○就労証明書 記載内容の確認のため事業所に直接電話する場合があります。 ※自営業で記載の場合、課税台帳にて営業所得の有無・専従者給与の有無を確認します。なお、自営業の協力者、補助者の場合、給与明細書もしくは出勤簿の写しも添付ください。(対価の発生しない労働は就労とみなしません。) ※内職の方は、発注書の写しも添付ください。 ※育休中の場合、復職後2週間以内に復職した旨の就労証明書の提出が必要です。(就労内定の場合も同様)
②	<b>妊娠、出産</b> 支給認定期間: 予定日をはさんで前後8週間目の月 (最長5か月) 保育時間 : 保育標準(11時間)	○母子健康手帳 (氏名、出産予定日が記載されているページ)
③	<b>保護者の疾病、障害</b> 支給認定期間: 保育が必要と認められる期間 保育時間 : 保育標準(11時間)	○診断書 ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳
④	<b>同居者の介護・看護</b> 同居する親族で長期入院等している親族の介護・看護 (同居する親族で、他に介護者等がない場合に限る) 支給認定期間: 保育が必要と認められる期間 保育時間: 保育が必要と認められる時間	○被介護者、看護者の診断書等 ○介護、看護の状況等が分かる書類 (障害者手帳もしくは介護保険証など)
⑤	<b>災害復旧</b> 支給認定期間: 保育が必要と認められる期間 保育時間: 保育が必要と認められる時間	○申立書 ○り災証明書等
⑥	<b>求職活動(就労内定者・起業準備を含む)</b> 支給認定期間: 認定日の初日から90日目にあたる月の末日 まで(最長3か月) 保育時間 : 保育短時間(8時間)	○求職活動申立書(南陽市の様式で提出) ※起業の場合、開業準備がわかる書類も添付 ※内定の方は、内定通知書も添付するか、もしくは就労証明書のみを添付
⑦	<b>就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)</b> 支給認定期間: 保育が必要と認められる期間 保育時間: 保育が必要と認められる時間	○在学証明書 ○学生証
⑧	<b>虐待やDVのおそれがあること</b> 支給認定期間: 保育が必要と認められる期間 保育時間: 保育が必要と認められる時間	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
⑨	すでに保育所を利用している子どもで、両親の育児休業中に 継続利用が必要(継続利用児童のみ)	○就労証明書
⑩	その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	○市が必要と認める書類(各事由ごと)

※保育を必要とする事由に変更が生じた場合は、変更の申請が必要です(例えば、転職した場合や退職した場合、求職活動の結果、就労先が決まった場合等)。